

2025年10月

実務対応報告公開草案第71号

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）

実務対応報告公開草案第 71 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」

実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（改正 2015 年（平成 27 年）3 月 26 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。なお、従来和暦による表記を行っていた箇所について、西暦による表記を追記するなどの形式的な修正を行っているが、当該修正のみを行っている箇所は、本新旧対照表に含めていない。

公開草案	現行
<p>実務対応報告第30号 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い</p> <p style="text-align: center;">2013年（平成25年）12月25日 改正2015年（平成27年）3月26日 <u>最終改正20XX年XX月XX日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>実務対応報告第30号 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い</p> <p style="text-align: center;">平成25年12月25日 改正平成27年3月26日 企業会計基準委員会</p>
<p>範 囲</p> <p>3. 従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託²を通じて自社の株式を交付する取引。これは、概ね以下から構成される。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受託者は、信託における金融機関等からの借入金により、信託にて企業の株式を取得する。この取得は、企業による募集株式の発行等の手続による新株の発行若しくは自己株式の処分又は</p>	<p>範 囲</p> <p>3. 従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託²を通じて自社の株式を交付する取引。これは、概ね以下から構成される。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受託者は、信託における金融機関等からの借入金により、信託にて企業の株式を取得する。この取得は、企業による募集株式の発行等の手続による新株の発行若しくは自己株式の処分又は</p>

公開草案	現行
<p>信託における市場からの株式の取得により行われる。また、当該借入金の全額について、<u>金融保証契約</u>によって企業による保証が付され、企業は信託の財産から適正な保証料を受け取る。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 信託終了時に、信託において株式の売却や配当金の受取りなどにより資金に余剰が生じた場合にはその余剰金は従業員に分配され、企業に帰属することはない。これに対して、信託において資金に不足が生じた場合、企業は<u>金融保証契約</u>の履行等により不足額を負担する。</p>	<p>信託における市場からの株式の取得により行われる。また、当該借入金の全額について、企業による<u>債務保証</u>が付され、企業は信託の財産から適正な保証料を受け取る。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 信託終了時に、信託において株式の売却や配当金の受取りなどにより資金に余剰が生じた場合にはその余剰金は従業員に分配され、企業に帰属することはない。これに対して、信託において資金に不足が生じた場合、企業は<u>債務保証</u>の履行等により不足額を負担する。</p>
<p>会計処理</p> <p>従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理</p> <p>個別財務諸表における処理</p> <p>期末における総額法等の会計処理</p> <p>8. 企業は、期末における総額法等の適用に際して、以下に留意する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 信託の終了時に、信託において借入金の返済や信託に関する諸費用を支払うための資金が不足する場合、<u>金融保証契約</u>の履行により企業が不足額を負担することとなる。<u>金融保証契約</u>につ</p>	<p>会計処理</p> <p>従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理</p> <p>個別財務諸表における処理</p> <p>期末における総額法等の会計処理</p> <p>8. 企業は、期末における総額法等の適用に際して、以下に留意する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 信託の終了時に、信託において借入金の返済や信託に関する諸費用を支払うための資金が不足する場合、<u>債務保証</u>の履行により企業が不足額を負担することとなる。<u>信託終了時に企業が信</u></p>

公開草案	現行
<p><u>いては、金融商品会計基準に従って会計処理を行う。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p><u>託の資金不足を負担する可能性がある場合には、企業会計原則注解(注18)に従い、負債性の引当金の計上の要否を判断する。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p>
<p>適用時期等</p> <p>20-3. <u>20XX年改正の本実務対応報告（以下「20XX年改正実務対応報告」という。）の適用時期は、20XX年改正の金融商品会計基準（以下「20XX年改正金融商品会計基準」という。）の適用時期と同様とする。</u></p>	<p>適用時期等</p> <p>(新 設)</p>
<p>20-4. <u>20XX年改正実務対応報告の適用初年度においては、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>20-5. <u>20XX年改正実務対応報告の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>24-3. <u>20XX年改正実務対応報告においては、20XX年の金融商品会計</u></p>	<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>基準の改正に伴い、20XX年改正前の債務保証に関する定めを金融保証契約に置き換える改正を行った。</p>	
<p>会計処理</p> <p>従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理</p> <p>個別財務諸表における処理</p> <p>総額法の適用</p> <p>29. なお、第3項で特定された「従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引」については、<u>金融保証契約により</u>信託の借入金に企業が保証を行っていることから、第5項(2)の要件を満たすものとした。</p>	<p>会計処理</p> <p>従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理</p> <p>個別財務諸表における処理</p> <p>総額法の適用</p> <p>29. なお、第3項で特定された「従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引」については、信託の借入金に企業が<u>債務保証</u>を行っていることから、第5項(2)の要件を満たすものとした。</p>
<p>適用時期等</p> <p>74. <u>20XX年の本実務対応報告の改正は、20XX年の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、20XX年改正実務対応報告の適用時期は20XX年改正金融商品会計基準の適用時期と同様とした（本実務対応報告第20-3項参照）。</u></p>	<p>適用時期等</p> <p>（新 設）</p>
<p>75. <u>経過措置についても、20XX年改正金融商品会計基準と同様に、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加</u></p>	<p>（新 設）</p>

公開草案	現行
<u>減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することとした</u> <u>(本実務対応報告第 20-4 項参照)。</u>	
76. <u>また、20XX 年改正実務対応報告の適用初年度においては、適用</u> <u>初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行う</u> <u>ことを要しないこととした (第 20-5 項参照)。</u>	(新 設)

実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（改正 2015 年（平成 27 年）3 月 26 日）の設例 1 及び設例 2 を次のように改正する（下線は追加部分、取消線は削除部分を示している。）。

設 例

以下の設例は、本実務対応報告で示された内容について理解を深めるためのものであり、仮定として示された前提条件の記載内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。また、設例で示している勘定科目は会計処理を行うための例示であり、最終的な表示は実態に応じて各企業で判断することになる。なお、設例については、いずれも税効果会計を考慮していない。

[設例 1] 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引（金融債務保証契約の履行が生じない場合）

1. 前提条件

(1) (略)

(2) 信託における借入時（X1 年 4 月）

・受託者は、信託にて、他の金融機関から 250 の借入（信託は年間利息 10 を期末に支払う。）を行い、A 社は金融保証契約によりその全額に対し債務保証を行う（信託は A 社に年間保証料 2 を期首に支払う。）。なお、本設例においては、便宜的に予想信用損失を計上していない。

(略)

[設例 2] (削 除)

~~1. 前提条件~~

~~(1) から (5) までは、設例 1 と同じ。~~

~~(6) 信託における A 社株式の売却時（X2 年 4 月から X3 年 3 月）~~

~~・受託者は、信託を通じて A 社株式 40 株を A 社従業員持株会に対して時価 40 で売却した。~~

~~・信託は期首に A 社へ保証料 2 を支払っている。~~

~~(7) A 社の配当支払時（X2 年 6 月）~~

~~・A 社は発行済株式 1 株当たり 1 の配当を支払う。配当を受け取る権利は X2 年 3 月末で確定し、信託は X2 年 3 月末時点で保有する株式 40 株に対して配当を受け取る。~~
~~なお、便宜的に、ここでは信託が保有する株式に対する配当のみを会計処理上考慮する。~~

~~(8) 信託における借入金の返済時（X3 年 3 月）~~

~~・受託者は、金融機関に信託の借入 250 を返済するが、不足額 16 について A 社が債~~

~~務保証の履行により支払う。~~

~~(9) A社の決算時 (X3年3月)~~

~~・A社の決算において、信託の財産をA社の個別財務諸表に計上する。なお、信託においては当期に諸費用6、支払利息10及び支払保証料2(6参照)が生じている。~~

~~・信託期間はX3年3月末で終了し、従業員に残余財産の分配が行われる。本設例では、分配される残余財産はない。~~

2. 会計処理

~~(1)から(5)までは設例1と同じ。~~

~~(6) 信託におけるA社株式の売却時 (X2年4月からX3年3月)~~

~~信託から保証料2を受け取る(信託による株式売却に関する仕訳はなし)。~~

現金預金	2	／	受取保証料	2
------	---	---	-------	---

~~信託における取得価額より低い価格で売却したことなどにより、信託の終了時に信託における借入金の返済原資の不足が見込まれる場合には、引当金の認識の要否の検討が必要となると考えられる。ここでは、便宜的に引当金を認識していない。~~

~~(7) A社の配当支払時 (X2年6月)~~

~~信託が保有する株式に対する配当金の支払いを認識する。~~

その他利益剰余金	40	／	未払配当金	40
未払配当金	40	／	現金預金	40

~~(8) 信託における借入金の返済時 (X3年3月)~~

債務保証損失	16	／	現金預金	16
--------	----	---	------	----

~~受託者により借入金の返済が行われても、A社において会計処理は生じない。~~

~~保証履行部分については、費用として処理する。~~

~~(9) A社の決算時 (X3年3月)~~

X3年3月期の信託の試算表

現金預金	=	借入金	=
A社株式	=	信託元本	10
諸費用	6	受取配当金	40
支払利息	10	債務保証の受贈益	16
支払保証料	2	繰越損益金	(*2) 12

A社株式売却損 (*1) 60

~~(*1) 信託にて取得したA社株式100株(取得価額250)のうち、当期に40で売却された40株の取得価額は100(=40株×250/100株)であるため、売却損は60となる。~~

~~(*2) 前期の信託における利益12についての未払分である。~~

~~信託の財産をA社の個別財務諸表に計上する。~~

~~(前期分の資産及び負債の計上の振戻し)~~

借入金	250	現金預金	172
信託口	12	自己株式	100
信託口	10		

~~(当期分の計上)~~

諸費用	6	信託元本	10
支払利息	10	受取配当金	40
支払保証料	2	債務保証の受贈益	16
A社株式売却損	60	繰越損益金	12

~~信託設定時に信託口とした10を信託元本と相殺する。~~

信託元本	10	信託口	10
------	----	-----	----

~~信託の損益(A社株式売却損益を含む)は、従業員に帰属するため、振替を行う。これと併せて、信託への拠出額の費用処理(便宜的に福利厚生費を用いている)を行っている。ここでは信託終了時に信託への拠出額の費用処理を行っているが、信託期間にわたって按分することも考えられる。~~

福利厚生費	10	諸費用	6
受取配当金	40	支払利息	10
債務保証の受贈益	16	支払保証料	2
繰越損益金	12	A社株式売却損	60

X3年3月期のA社の貸借対照表（関連項目のみ）

現金預金	198	借入金	=
		その他資本剰余金	50
		その他利益剰余金	△ 62
		自己株式	=

X3年3月期のA社の損益計算書（関連項目のみ）

福利厚生費	10	受取保証料	2
債務保証損失	16		

以 上